

2017
新春お年玉企画
今年こそ会社法！

会社法の「フレームワーク」と「ツボ」

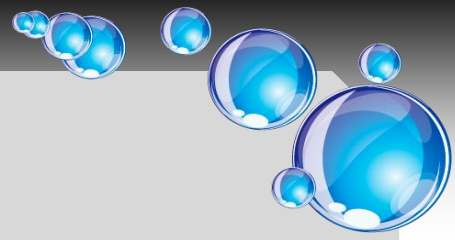
【会社法の「フレームワーク」と「ツボ」 目次】

01 会社の意義	
(1) 株式会社の特質	2
(2) 持分会社の特質	6
(3) 会社法とは	9
02 株式	
(1) 株式の譲渡	10
(2) 自己株式	13
(3) 株式の併合・分割等	15
(4) 単元株制度	17
03 コーポレートガバナンス(1)	
(1) 機関総論	20
(2) 取締役	22
(3) 取締役会	25
(4) 代表取締役	27
(5) 監査役	29
(6) 監査役会	31
(7) 取締役と会社の関係	32
(8) 役員等の損害賠償責任	35
(9) 監査等委員会設置会社	38
(10) 指名委員会等設置会社	40
04 コーポレートガバナンス(2)	
(1) 株主総会	42
(2) 株主の権利	46
(3) 株主による監督是正権	48

会社法

01

会社の意義



1 株式会社の特質



1 意義

会社とは、営利を目的とする社団であって、法人であるものをいう。会社法上の会社には、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社の4種類がある。合名会社、合資会社、合同会社の3つは持分会社と呼ばれる。

プラスα

平成17年改正前商法には、「会社は営利を目的とする社団である」との規定が存在しましたが、会社法では、会社が法人であるとの規定（会社法3条）が存在するだけです。しかし、会社が営利社団法人であることが変更されたわけではないと解されています。

2 会社の種類

(1) 持分会社

① 合名会社

合名会社とは、各社員が、会社の債務について、直接無限責任を負う会社をいう。

② 合資会社

合資会社とは、会社の債務について、直接無限責任を負う社員と、直接有限責任を負う社員の2種類の社員からなる会社をいう。

③ 合同会社

合同会社とは、各社員が、会社債務について、間接有限責任を負う会社をいう。

(2) 株式会社

株式会社とは、会社の債務について、会社債権者に対して直接責任を負わず、会社に対して株式の引受価額を限度とする出資義務を負うにとどまる社員のみで構成される会社をいう。

株式会社は、会社法の中でも、多数の者から多額の資金を集め、より大規模な企業を運営していくのに適した会社形態である。

—図表— 株式会社と持分会社の比較

	株式会社	合名会社	合資会社	合同会社
定義	会社の債務について、間接有限責任を負う会社をいう。	各社員が、会社の債務について、直接無限責任を負う会社をいう。	会社の債務について、直接無限責任を負う社員と、直接有限責任を負う社員の2種類の社員からなる会社をいう。	各社員が、会社の債務について、間接有限責任を負う会社をいう。
責任	間接責任 有限責任	直接責任 無限責任	直接責任 無限・有限責任	間接責任 有限責任
出資の目的	金銭出資 ※ 現物出資	限定なし 労務信用可	無限責任社員 限定なし 労務信用可 有限責任社員 金銭等の財産 労務信用不可	金銭等の財産 労務信用不可
地位の譲渡	株式譲渡自由の原則	他の社員の全員の承諾 ※ 業務を執行しない有限責任社員は、業務を執行する社員の全員の承諾があるときは、その持分の全部または一部を他人に譲渡することができる		

3 株式会社の特徴

多数の者から多額の資金を集め、より大規模な企業を経営していくのに適した株式会社の主な特徴は、①間接有限責任、②株式、③株式譲渡自由の原則、④所有と経営の分離という点にある。

(1) 間接有限責任

間接有限責任とは、株主は、出資した額の限度を超えて、会社の債務につき、会社債権者に対して責任を負わないことをいう(会社法104条)。

会社債権者の有する債権についての引当てとなる財産は、会社が有する財産に限られるので、会社の業績が悪化して倒産に至った場合にも、株主は、会社債権者に対しては責任を負わない。リスクの上限が投資額に限定されることによって、投資をしやすい仕組みとなっており、多数の者から多額の資金を集め、より大規模な企業を経営していくことが可能となる。

(2) 株式

株式とは、株式会社の出資者である株主の地位を細分化して割合的単位の形にしたものをいう。株主の地位を細分化して割合的単位の形にすることによって、多数の者から資金を集めることができるようになり、より大規模な企業を経営が可能になるとともに、会社と株主との法律関係も明確になる。

プラス α

株式会社の場合、株主と会社との関係は、会社に対して細分化された割合的単位を何単位持っているかということで表わされます(持分複数主義)。これに対して、持分会社では、各社員はそれぞれ一個の持分を有し(持分単一主義)、その持分の大きさは、出資額に応じて異なります。

プラスα

株主平等の原則とは、株主は、株主としての資格に基づく法律関係については、その有する株式の数に応じて平等の取扱いを受けるべきであるという原則をいいます。この原則は、株式が株主の地位を均一の割合的な単位としたものであることを裏から表現したものです。

(3) 株式自由譲渡の原則

株式譲渡自由の原則とは、株主が、その有する株式を、原則として自由に譲渡することができる原則をいう(会社法127条)。

株式会社の社員たる株主は、会社債権者に対して間接有限責任しか負わないため、退社による持分の払戻しが認められていない。また、株主の地位は、細分化された割合的な単位をとりため、その個性は問題とならない。そこで、会社法は、株主の投下資本回収のため、原則として、株式の自由譲渡性を認めている。

(4) 所有と経営の分離

所有と経営の分離とは、会社の所有者である株主と業務執行を行う取締役が、分離していることをいう。

会社の規模が小さく、株主が少数の株式会社においては、株主自身が会社の経営に関与することもできるが、会社の規模が大きくなり、株主が多数になるにつれて、株主自身が経営に関与することは困難となる。

そこで、このような大規模な株式会社においては、会社の所有者である株主と業務執行を行う取締役を分離することにより、経営の合理化を図っている。

4 会社債権者保護

株式会社の社員である株主は、会社債権者に対して間接有限責任しか負わないため、会社法は、会社債権者等の保護のため、各規制を設けている。

(1) 資本制度

資本金とは、株式会社において、会社債権者の保護のため、株主の出資を一定金額以上、会社財産として保有させる仕組みをいう。資本金の額は登記され(会社法911条3項5号)、貸借対照表に記載されて公告される(会社法440条1項)。

資本金の額は、原則として、株主となる者が会社に対して払込みまたは給付をした財産の額であり、その額の2分の1を超えない額は、資本金として計上しないことができる(会社法445条1項・2項)。

① 資本充実の原則

資本充実の原則とは、資本金の額に相当する財産が実際に拠出されることをいう。

② 資本維持の原則

資本維持の原則とは、資本金の額に相当する財産が実際に会社に維持されることをいう。

③ 資本不変の原則

資本不変の原則とは、資本金の額自体の減少を自由に行うことができないことをいう。減資の場合には、法定の手続きを経る必要がある(会社法447条～449条)。

プラスα

平成17年商法改正により、最低資本金制度が廃止されたことにより、会社債権者保護のため、純資産額が300万未満の場合には、株主に剰余金を配当することができない旨の規制が新たに設けられました。

(2) 計算書類等の開示制度

① 計算書類等の公告

株式会社は、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表またはその要旨を公告しなければならない(会社法440条)。

② 計算書類等の備置き及び閲覧

株式会社は、貸借対照表・損益計算表等を本店及び支店に備え置き、会社債権者等の閲覧に供しなければならない(会社法442条)。



2 持分会社の特質

1 意義

持分会社とは、合名会社、合資会社、合同会社をいう。

2 種類

—図表— 種類

合名会社	合資会社	合同会社
各社員が、会社の債務について、直接・無限責任を負う会社をいう。	会社の債務について、直接・無限責任を負う社員と、直接・有限責任を負う社員の2種類の社員からなる会社をいう。	各社員が、会社債務について、間接・有限責任を負う会社をいう。

3 設立

(1) 手続

合名会社、合資会社または合同会社(以下「持分会社」と総称する。)を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、または記名押印しなければならない(会社法575条1項)。

(2) 出資

無限責任社員については、出資の目的物は、金銭その他の財産に限らず、信用や労務も認められる。これに対して、有限責任社員については、金銭その他の財産に限られる(会社法576条1項6号かつこ書)。

なお、合同会社である場合には、当該合同会社の社員になろうとする者は、定款の作成後、合同会社の設立の登記をする時まで、その出資に係る金銭の全額を払い込み、またはその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない(578条本文)。

(3) 設立の無効・取消し

持分会社の場合、定款の絶対的記載事項の記載を欠くことなど客観的事由だけでなく、社員の設立に係る意思表示の無効等も、設立無効原因となる。

4 管理

(1) 業務執行

各社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務を執行する(会社法590条1項)。社員が2人以上ある場合には、持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもって決定する(会社法590条2項)。

業務執行社員は、持分会社に対し善管注意義務及び忠実義務を負い(会社法593条1項・2項)、その任務を怠ったときは、持分会社に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う(会社法596条)。また、業務を

執行する有限責任社員がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったときは、当該有限責任社員は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う(597条)。

(2) 代表

業務を執行する社員は、他に持分会社を代表する社員その他持分会社を代表する者を定めた場合を除き、持分会社を代表する(会社法599条1項)。業務を執行する社員が2人以上ある場合には、業務を執行する社員は、各自、持分会社を代表する(会社法599条2項)。

持分会社を代表する社員は、持分会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有し(会社法599条4項)、その権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない(会社法599条5項)。

5 社員の変動

(1) 社員の退社

退社とは、会社の存続中に、社員がその地位を絶対的に喪失することをいう。

退社した社員は、その出資の種類を問わず、その持分の払戻しを受けることができる(会社法611条1項本文)。

合同会社の場合、退社する社員への持分払戻額が剰余金の金額を超える場合には、債権者保護手続が必要となる(会社法635条)。

(2) 持分の譲渡

持分会社の社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部または一部を他人に譲渡することができない(会社法585条1項)。

もともと、業務を執行しない有限責任社員は、業務を執行する社員の全員の承諾があるときは、その持分の全部または一部を他人に譲渡することができる(会社法585条2項)。

6 計算

(1) 利益配当

持分会社の社員は、持分会社に対し、利益の配当を請求することができる(会社法621条1項)。

有限責任社員の場合、配当をする日における利益額を超える場合には、当該利益の配当を受けた有限責任社員は、当該持分会社に対し、連帯して、当該配当額に相当する金銭を支払う義務を負う(会社法623条1項)。

合同会社の場合、社員に対する配当額は、配当をする日の利益額を超えることはできない(会社法628条)。利益額を超えて配当をした場合には、当該利益の配当に関する業務を執行した社員は、当該合同会社に対し、当該利益の配当を受けた社員と連帯して、当該配当額に相当する金銭を支払う義務を負う(会社法629条1項)。

今年こそ会社法！

(2) 出資の払戻し

持分会社の社員は、持分会社に対し、既に出資として払込みまたは給付をした金銭等の払戻しを請求することができる(会社法624条1項)。

ただし、合同会社の社員は、定款を変更してその出資の価額を減少する場合を除き、出資の払戻し請求をすることができない(会社法632条1項)。

3 会社法とは



1 意義

会社法とは、会社をめぐる利害関係人の利害を調整するため、会社の設立、組織、運営、管理について規定する法律をいう。

2 利害関係人の調整

会社に利害関係を持つ者として、会社内部に、株主・取締役等があり、外部には会社債権者がいる。

(1) 株主と取締役との間の利害調整

所有と経営の分離が進んだ株式会社においては、株主が会社経営から遠ざかるため、取締役が株主の利益を犠牲にして、自己の利益を図るおそれが出てくる。そこで、会社法は、業務執行を行う取締役の行為に対して規律付けを与える仕組みを用意している。

① 善管注意義務(忠実義務)

取締役と会社との関係は、委任に関する規定に従う(会社法330条)。したがって、取締役は、会社に対して善管注意義務を負う(民法644条)。また、取締役と執行役は、会社に対して忠実義務を負う(会社法355条、419条2項)。

② 会社に対する責任

取締役は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う(会社法423条1項)。

(2) 株主と会社債権者との間の利害調整

株主は、出資した額の限度を超えて、会社の債務につき、会社債権者に対して責任を負わないため、株主が、会社債権者の利益を犠牲にして、自己の利益を図るおそれが出てくる。

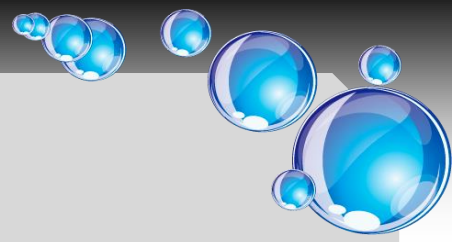
そこで、会社法は、会社債権者を保護するための一定の規定を置いている。

① 分配可能額規制

株主に対して交付する金銭等(当該株式会社の株式を除く)の帳簿価額の総額は、分配可能額を超えてはならない(会社法461条)。また、総資産額が300万円未満の場合には、株主に配当することはできない(会社法458条)。

② 債権者異議手続

会社が会社債権者の利益を害する可能性のある一定の行為をする場合、会社債権者は、それについて異議を述べることができる(449条など)。



1 株式の譲渡



1 意義

株式の譲渡とは、売買、贈与等の契約により、株式を移転することをいう。株式が譲渡されると、株主がその地位に基づいて会社に対して有する一切の権利が、譲受人に移転する。

2 株式譲渡の方式

株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない(会社法128条1項本文)。ただし、自己株式の処分による株式の譲渡については、この限りでない(会社法128条1項ただし書)。

これに対して、株券発行会社でない株式会社の株式の譲渡は、譲渡当事者による意思表示によって効力を生じる。

—図表— 株式譲渡の方式と対抗要件

	株券発行会社	株券不発行会社
株式譲渡の方式	原則：意思表示＋株券の交付 例外：意思表示（自己株式の処分）	意思表示
対抗要件	対第三者：株券の占有 対会社：株主名簿の名義書換え	対第三者：株主名簿の名義書換え 対会社：株主名簿の名義書換え

3 株式譲渡自由の原則

株式譲渡自由の原則とは、株主が、その有する株式を、原則として自由に譲渡することができる原則をいう(会社法127条)。

株式会社の社員たる株主は、持分会社の社員とは異なり、退社による持分の戻しが認められないため、会社法は、株主の投下資本回収のため、原則として、株式の自由譲渡性を認めている。

4 例外

(1) 法律による譲渡制限

ア 時期による制限

株式会社の成立前の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない(権利株の譲渡禁止 会社法50条2項・63条2項)。

また、株券の発行前にした譲渡は、株券発行会社に対し、その効力を生じない(株券発行前の株式の譲渡禁止 会社法128条2項)。

イ 子会社による親会社株式の取得禁止

子会社は、原則として、その親会社である株式会社の株式を取得しては

ならない(会社法135条1項)。

例外として、以下の場合には、親会社株式の取得が許容される(会社法135条2項)。ただし、この場合、子会社は、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない(会社法135条3項)。また、この場合、子会社は、保有する親会社株式について議決権を有しない(会社法308条1項)。

- ① 事業の全部譲受け、合併、吸収分割、新設分割によりより他の会社から親会社株式を承継する場合
- ② 子会社自身が組織再編を行うときに消滅会社等の株主等に対して親会社株式を交付するために準備する場合(いわゆる三角合併の場合会社法800条1項)。

(2) 定款による譲渡制限(譲渡制限株式の発行)

ア 意義

譲渡制限株式とは、株式会社がその発行する全部または一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう(会社法107条1項、108条1項)。閉鎖的な株式会社において、会社にとって好ましくない者が株主として参加することを防止して、会社経営の安定を図るためである。

イ 承認機関

会社の承認は、原則として、取締役設置会社では取締役会、それ以外の会社では、株主総会の承認であるが(会社法139条1項本文)、定款に別段の定めをすることができる(会社法139条1項ただし書)。したがって、取締役会設置会社においても、株主総会を承認機関とすることができる。

ウ 承認手続

① 譲渡等承認請求

譲渡制限株式を他人に譲渡しようとする株主、または、譲渡制限株式を取得した株式取得者は、会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる(会社法136条・137条1項)。ただし、株式取得者は、当該請求を、原則として、株主名簿上の株主と共同してしなければならない(会社法137条2項)。

② 会社が譲渡を承認しない場合

会社が譲渡を承認しない場合、譲渡等承認請求者が買取先指定請求していたときは、会社は、当該株式を買い取るか(会社法140条1項)、別に関取人を指定しなければならない(会社法140条4項)。会社が、株式を買い取る場合は、株主総会の特別決議によらなければならない(会社法140条2項・309条2項1号)。

これに対して、買取人の指定は、定款で別段の定めをする場合を除き、

今年こそ会社法！

取締役設置会社では取締役会の決議、それ以外の会社では株主総会の特別決議でよらなければならない(会社法140条5項・309条2項1号)。

エ 承認のない譲渡の効力

判例 (最判昭 48.6.15)

商法 204 条 1 項但書は、株式の譲渡につき、定款をもって取締役会の承認を要する旨定めることを妨げないと規定し、株式の譲渡性の制限を許しているが、その立法趣旨は、もっぱら会社にとって好ましくない者が株主となることを防止することにあると解される。そして、右のような譲渡制限の趣旨と、一方株式の譲渡が本来自由であるべきことに鑑みると、定款に前述のような定めがある場合に取締役会の承認をえずになされた株式の譲渡は、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間においては有効であると解するのが相当である。

判例 (最判平 5.3.30)

一人会社の株主がその保有する株式を他に譲渡した場合には、定款所定の取締役会の承認がなくとも、その譲渡は、会社に対する関係においても有効と解するのが相当である。

2 自己株式



1 意義

自己株式とは、株式会社が有する自己の株式をいう。

平成13年商法改正以前は、会社が自己株式を取得することは、①資本維持の原則に反する、②株主平等原則に反する、③会社支配の歪曲化、④不公正な株式取引という弊害から、原則として禁止されてきたが、平成13年商法改正によって、一定の規制の下で、自己株式の取得及び期限を定めない保有が認められることになった。なお、子会社による親会社株式の取得については、原則として、禁止されている(会社法135条)。

2 自己株式の取得

—図表— 自己株式の取得が認められる場合

自己株式の取得が認められる場合	財源規制
① 取得条項付株式の取得	あり
② 譲渡制限株式の譲渡承認請求者からの取得	
③ 株主との合意による取得	
④ 取得請求権付株式の取得	
⑤ 全部取得条項付種類株式の株主総会決議に基づく取得	
⑥ 相続人等への売渡請求による取得	
⑦ 単元未満株式の買取請求に応じる場合	なし
⑧ 所在不明株主の株式の売却における買取	あり
⑨ 一株に満たない端数の売却における買取	なし
⑩ 事業全部の譲受けに伴う取得	
⑪ 合併消滅会社からの承継	
⑫ 吸収分割会社からの承継	
⑬ 上記のほか法務省令で定める場合(会社法施行規則27条参照)	

3 自己株式の取得手続

(1) 決議機関

ア すべての株主に申込機会を与える取得

株主総会の普通決議で、一定の事項を定めて、自己株式の取得を取締役に授権する。ただし、定款により、剰余金の分配を取締役会の権限とした会社は、取締役会の決議で決めることができる。

イ 特定の株主からの取得

株主総会の特別決議で、一定の事項を定めて、自己株式の取得を取締役に授権する。

ウ 子会社からの取得

取締役会設置会社では、取締役会の決議で、一定の事項を定めれば足りる(会社法163条)。子会社が親会社株式を保有する場合、相当の時期に

今年こそ会社法！

処分しなければならない(会社法135条3項)。

エ 市場取引等による取得

株主総会の普通決議で、一定の事項を定めれば足りる(会社法165条1項)。取締役会設置会社では、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる(会社法165条2項)。

(2) 規制違反の効果

会社が、自己株式の取得手続に違反して自己株式の取得をした場合、その効果は無効と解される。判例は、自己持分の取得禁止規定違反による取得の無効は、これを譲渡人から主張することはできないとしている(最判平5.7.15)。

4 自己株式の法的地位

(1) 保有

会社は、取得した自己株式を、期間の制限なく保有することができる。期間の制限なく自己株式を会社の金庫に入れておくイメージから金庫株と呼ばれることがある。なお、自己株式は、貸借対照上は、純資産の部に控除項目として計上される(会社計算規則76条2項5号)。

(2) 共益権

会社は、自己株式について議決権を有しない(会社法308条2項)。

(3) 自益権

会社は、自己株式について剰余金の配当は受けられない(会社法453条かつこ書)。また、募集株式(会社法202条2項かつこ書)・新株予約権の割り当て(会社法241条2項かつこ書)も受けられない。

5 自己株式の消却と処分

(1) 処分

会社はその保有する自己株式を処分する場合、新株発行と同じ規律に服する(会社法199条以下)。

(2) 消却

会社は、取締役会の決議により、その保有する自己株式を消却することができる(会社法178条)。

6 特別支配株主の株式等売渡請求

平成26年改正により、対象会社の総株主の9割(これを上回る割合を当該株式会社定款で定めた場合)以上を有する者(特別支配株主)は、対象会社の他の株主(売渡株主)全員に対し、その保有株式全部の売渡しを請求できるとする、株式等売渡請求の手続が創設された(会社法179条1項)。

3 株式の併合・分割等



1 意義

株式の併合とは、2株を1株にというように、数個の株式を合わせて、それよりも少数の株式にすることをいう。株式の併合は、発行済株式総数を減少させるが、会社の資本金額や純資産は変わらない。

なお、公開会社においては、株式の併合をしようとするときは、発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の4倍を超えることができない(会社法180条3項)。

株式の分割とは、1株を2株というように、既存の株式を細分化して従来よりも多数の株式にすることをいう。株式の分割は、発行済株式総数を増加させるが、会社の資本金額や純資産は変わらない。

株式の無償割当てとは、株主に新たな払込みをさせずに当該会社の株式を割り当てることをいう。

2 決議機関

株式の併合は、株主に大きな影響を与えるため、株主総会の特別決議による決定を要する(会社法180条1項・309条2項4号)。

株式の分割は、既存の株主に実質的な影響は生じないため、取締役会設置会社では、取締役会決議(取締役会非設置会社では、株主総会の普通決議)により行うことができる(会社法183条2項)。

株式の無償割当ては、取締役会設置会社では、取締役会決議(取締役会非設置会社では、株主総会の普通決議)により行うことができる(会社法186条1項・3項)。

3 株主保護制度

(1) 事前開示

会社は、株主総会の日から2週間前の日または株主に対する通知の日もしくは公告の日のいずれか早い日から効力発生日後6か月を経過する日までの間、法務省令で定める事項を記載した書面等を本店に備え置き、株主の閲覧請求及び謄本抄本交付請求等に応じなければならない(会社法182条の2)。なお、単元株式制度を採用している会社では単元レベルで端数が生じる場合に限られる。

(2) 株式併合の差止請求

株式の併合が法令または定款に違反する場合において株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、会社に対し、株式の併合の差止めを請求できる(会社法182条の3)。なお、単元株式制度を採用している会社では単元レベルで端数が生じる場合に限られる。

(3) 反対株主の株式買取請求

株式の併合により株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、株式の併合に反対した株主等は、会社に対し、自己の有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求できる(会社法182条の4)。なお、単元株式制度を採用している会社では単元レベルで端数が生じる場合に限られる。

(4) 株式の併合に関する書面等の備置き及び閲覧等

会社は、株式の併合の効力発生日後遅滞なく、株式の併合に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面等を作成し、効力発生日から6か月間、本店に備え置き、株主の閲覧の請求および謄本または抄本の交付の請求等に応じなければならない(会社法182条の6)。なお、単元株式制度を採用している会社では単元レベルで端数が生じる場合に限られる。

—図表— 決議機関

	株式の併合	株式の分割	株式の無償割当て
意義	2株を1株にというように、数個の株式を合わせて、それよりも少数の株式にすることをいう。	1株を2株というように、既存の株式を細分化して従来よりも多数の株式にすることをいう。	株主に新たな払込みをさせずに当該会社の株式を割り当てることをいう。
決議機関	株主総会の特別決議(180条2項・309条2項4号)。株主に大きな影響を与えるため。	取締役会設置会社では、取締役会決議(取締役会非設置会社では、株主総会の普通決議)(183条2項)。既存の株主に実質的な影響は生じないため。	取締役会設置会社では、取締役会決議(取締役会非設置会社では、株主総会の普通決議)(186条1項・3項)。既存の株主に実質的な影響は生じないため。

4 単元株制度



1 意義

単元株制度とは、定款により一定の株式を1単元の株式と定めて、1単元の株式に1個の議決権を認める制度をいう(会社法188条1項)。1株あたりの株価が過小の会社において、株主管理コストを軽減するための制度である。

2 単元株の設定

1単元の株式の数は、1,000及び発行済株式総数の200分の1を超えることができない(会社法188条2項、会社法施行規則34条)。

—図表— 単元株の設定

	単元株の設定・増加	単元株の廃止・減少
原則	株主総会の特別決議による定款変更	取締役の決定(取締役会設置会社では取締役会)によって、定款変更可。
例外	次のいずれにも該当する場合には、取締役の決定(取締役会設置会社では取締役会)によって、定款変更可。 ① 株式の分割と同時に単元株式数を増加し、または単元株式数についての定款の定めを設けるものであること。 ② 当該定款の変更後において各株主がそれぞれ有する株式の数を単元株式数で除して得た数が、当該定款の変更前において各株主がそれぞれ有する株式の数(単元株式数を定めている場合にあっては、当該株式の数を単元株式数で除して得た数)を下回るものでないこと。	

3 単元未満株主の権利

単元未満株主は、その有する単元未満株式について、株主総会及び種類株主総会において、議決権を行使することができない(会社法189条1項)。

議決権以外の共益権、自益権については、原則として行使は可能であるが、会社は、単元未満株式の権利の一部について行使できない旨を定款に定めることができる。もっとも、次に掲げる権利は、定款によっても制限できない(会社法189条2項)。

- ① 全部取得条項付種類株式の取得対価の交付を受ける権利
- ② 取得条項付株式の取得と引換えに金銭等の交付を受ける権利
- ③ 株式の無償割当てを受ける権利
- ④ 単元未満株式の買取請求権

今年こそ会社法！

⑤ 残余財産分配請求権

⑥ その他法務省令で定める権利(会社法施行規則35条)

また、単元未満株主は、いつでも、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる(会社法192条1項)。

1 機関総論

1 意義

機関とは、その行為が法律上会社自体の意思決定・活動と認められる会社組織上の一定の地位にあるものをいう。株式会社においては、株主総会、取締役、取締役会、代表取締役、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会、指名委員会及び執行役が機関とされる。このうち、株主総会と取締役は、すべての株式会社に必ず設置しなければならない機関である。

2 所有と経営の分離

会社の規模が小さく、株主が少数の株式会社においては、株主自身が会社の経営に関与することもできるが、会社の規模が大きくなり、株主が多数になるにつれて、株主自身が経営に関与することは困難となる。そこで、このような大規模な株式会社においては、会社の所有者である株主と業務執行を行う取締役を分離することにより、経営の合理化を図っている。

すなわち、公開会社の機関は、株主自身が参加する株主総会の他、株主総会が選任する取締役によって構成される取締役会、その取締役会が選定する代表取締役、取締役等を監視・監督する監査役(会)、取締役と共同して計算書類の作成を専門に行う会計参与、計算書類の監査を専門に行う会計監査人などに分化されている。

もっとも、所有と経営の分離が進んだ株式会社においては、株主が会社経営から遠ざかるため、取締役が株主や会社債権者の利益を犠牲にして、自己の利益を図るおそれが出てくる。そこで、会社法は、株式会社の経営が効率的に行われることと、会社の利害関係人の利益を図って公正に行われることを同時に確保するため、会社の機関設計に関し、会社が原則として自由に決定することができるとする一方で、一定のルールを定めている。

コーポレートガバナンス（企業統治）とは、会社経営において求められる効率性と公正性を同時に確保するための仕組みのことをいいます。平成27年6月に、東京証券取引所が、コーポレートガバナンスコードを策定し、東証第一部・第二部上場企業は、これを実施するか、もし実施しない場合には、コーポレートガバナンス報告書の中で、その理由を説明することを求められています。

株式会社において、コーポレートガバナンスを実現するために、機関による牽制や会社の実質的な所有者である株主自身による牽制の仕組みが用意されています。

プラスα

3 機関設計のルール

- ① 株式会社では、株主総会と取締役の設置をしなければならない(会社法295条1項、326条1項)。
- ② 公開会社では、取締役会の設置をしなければならない(会社法327条1項1号)。
- ③ 取締役会を設置する場合には、監査役(監査役会を含む)の設置をするか、または監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社とならなければならない(会社法327条2項本文、327条1項3号4号)。ただし、非公開会社の場合には、監査役に代えて会計参与の設置に代えることができる(会社法327条2項ただし書)。
- ④ 会計監査人を設置する場合、監査役(監査役会を含む)の設置をするか、または監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社とならなければならない(会社法327条3項5項)。この場合、会計参与の設置に代えることはできない(会社法327条3項5項)。
- ⑤ 大会社(公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)は、監査役会及び会計監査人を設置しなければならない(会社法328条1項)。
- ⑥ 公開会社でない大会社は、会計監査人を設置しなければならない(会社法328条2項)。
- ⑦ 監査役会設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、取締役会を設置しなければならない(会社法327条1項2号3号4号)。
- ⑧ 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社では、監査役(監査役会を含む)を設置することができない(会社法327条4項)。
- ⑨ 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社では、会計監査人の設置をしなければならない(会社法327条5項)。

2 取締役



1 意義

取締役会非設置会社においては、取締役とは、会社の機関であり、会社の業務を執行するものをいう。

取締役会設置会社においては、取締役とは、会社の機関ではなく、業務執行機関である取締役会の構成員のことをいう。

—図表— 取締役

	取締役会非設置会社	取締役会設置会社
業務執行	原則として、取締役が業務を執行する（348条1項）。取締役が2人以上ある場合には、取締役の過半数をもって決定する（同条2項）。なお、定款によって別段の定めを置くこともできる。	取締役会が、会社の業務執行及びその他株主総会の権限以外の事項について、会社の意思を決定し、取締役の職務執行を監督する（362条1項2項）。
会社の代表	原則として、各取締役が単独で会社を代表する（各自代表の原則 349条1項本文、2項）。代表取締役その他会社を代表する者が定められた場合には、その者が会社を代表する（349条1項ただし書）。	取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定し（362条2項3項）、代表取締役が業務執行をなし、対外的に会社を代表する。日常業務の決定は、取締役会から代表取締役に委任することも可能である。
員数	1人または2人以上（326条1項）	3人以上（331条5項）。定款によって最高数を定めることも可能。

2 選任

取締役は、株主総会の普通決議によって選任される（会社法329条1項）。この際の定足数は、定款によっても総株主の議決権の3分の1未満にすることはできない（会社法341条）。

3 任期

—図表— 任期

原則	例外
取締役の任期は、原則として、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである（332条1項）。定款または株主総会決議による短縮も可能である。	非公開会社で監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社でない場合には、定款で、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することが可能である（332条2項）。 監査等委員会設置会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）、指名委員会等設置会社の取締役の任期は1年である（332条3項6項）。

4 終任

取締役は、任期満了の他、欠格事由の発生、会社の解散、株主総会決議による解任等によってその地位を失う。

(1) 解任

解任は、株主総会の普通決議によって行う(会社法339条1項)。このとき、定足数は、定款によっても3分の1未満にすることはできない(会社法341条)。また、正当な理由なく解任された場合、当該取締役は、会社に対して、損害賠償を請求することができる(会社法339条2項)

なお、累積投票制度により選任された取締役(会社法342条6項)または監査等委員である取締役(会社法339条1項)を解任するためには、株主総会の特別決議が必要となる(会社法309条2項7号)。

(2) 取締役解任の訴え

役員職務の執行に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、株主総会において解任議案が否決された場合等には、少数株主権として、株主は当該役員解任を請求することができる(会社法854条1項)。

5 社外取締役

社外取締役とは、株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう(会社法2条15号)。

なお、平成26年改正により、経営に対する社外取締役の監督機能の実効性の向上という観点から、社外取締役の要件が見直された。

(1) 社外取締役の要件

- ① 現在、その会社または子会社で業務執行取締役等でなく、かつ、その会社の取締役に就任する前10年間、その会社または子会社で業務執行取締役等であったことがないこと。
- ② 社外取締役に就任する前10年間のいずれかの時点で、その会社または子会社で取締役・会計参与・監査役であったことがある者の場合には、その役職への就任の前10年間、その会社または子会社で業務執行取締役等であったことがないこと。
- ③ 現在、その会社の親会社等(自然人であるものに限る。)または親会社等の取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の使用人でないこと。
- ④ 現在、その会社の親会社等の子会社等(当該株式会社及びその子会社を除く。)の業務執行取締役等でないこと。
- ⑤ その会社の取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人または親会社等(自然人であるものに限る。)の配偶者または2親等内の親族でないこと。

今年こそ会社法！

(2) 社外取締役を置いていない場合の理由の開示

平成26年改正により、公開会社であり、かつ、大会社である監査役会設置会社であって、株式についての有価証券報告書提出会社である会社が、社外取締役を置いていない場合には、取締役は、事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない旨の規定が新設された(会社法327条の2)。

3 取締役会



1 意義

取締役会とは、取締役全員によって構成され(会社法362条1項)、その決議により業務執行に関する会社の意思決定及び取締役の職務執行の監督をする機関をいう(会社法362条2項)。

取締役会は、複数の取締役によって構成される合議体の機関である。公開会社、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社では、必置機関である。

2 権限

(1) 業務執行の意思決定

重要な業務執行の決定は、取締役に委任することはできず、必ず取締役会で決定しなければならない(会社法362条4項)。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
- ④ 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 募集社債に関する事項
- ⑥ 内部統制システムの整備に関する事項

(大会社である取締役会設置会社においては必ず決定しなければならない)

※ 平成26年改正により、親会社の取締役による子会社の監督に関して、規則中にあった企業集団における業務の適正性確保のための体制が会社法に組み入れられた。

- ⑦ 定款の定めに基づく役員等の責任の一部免除

(2) 取締役の職務執行の監督

取締役会設置会社の業務は、①代表取締役、②代表取締役以外の取締役で取締役会決議により取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定された者によって執行される。

取締役会は、取締役の職務執行を監督する(会社法362条2項2号)。代表取締役及び業務執行取締役は、3か月に1回以上職務執行の状況を取締役会に報告する義務を負う(会社法363条2項)。また、監査役は、取締役会に出席する義務を負う(会社法383条1項本文)。

(3) 代表取締役の選定及解職

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない(会社法362条3項)。

3 決議の瑕疵

取締役会決議に瑕疵がある場合、株主総会の場合と異なり、訴えの制度の規定が存在しないため、一般原則に従い無効となると解されている。

—図表— 株主総会と取締役会の比較

	株主総会	取締役会
招集通知	(原則) 2週間前までに通知 (例外) 非公開会社では、1週間前までに通知、取締役会非設置会社の場合、定款でさらに短縮可	(原則) 1週間前までに通知 (例外) 定款で短縮可
議決権	原則 1株1議決権	1人1議決権
代理行使	○	×
特別利害関係人	決議への参加可	決議への参加不可
決議の瑕疵	決議取消しの訴え 決議無効確認の訴え 決議不存在確認の訴え	一般原則により無効
議事録の閲覧謄写	(原則) 株主・会社債権者は、会社の営業時間内は、いつでも、閲覧謄写請求可 (例外) 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、閲覧謄写請求可	(原則) 株主は、会社の営業時間内は、いつでも、閲覧謄写請求可 (例外) 監査役設置会社、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社の場合及び会社債権者は、裁判所の許可を得て、閲覧謄写請求可

4 代表取締役



1 意義

代表取締役とは、株式会社を代表する取締役のことをいう(会社法349条1項)。また、取締役会設置会社の取締役は、特に選定された者以外は、業務執行権を持たないため、会社を代表する権限はない(会社法363条1項2号)。

2 選定

取締役会非設置会社の場合、代表者の定めがなければ取締役全員が会社を代表する(会社法349条1項)。

取締役会設置会社の場合、取締役の中から、取締役会決議によって代表者を選定しなければならない(会社法362条2項3号、3項)。

3 終任

取締役の地位を失うと、当然に代表取締役の地位も失う。

取締役会設置会社の場合、取締役会は、その決議で取締役を解任することはできないが、代表取締役を解職することはできる(会社法362条2項3号)。

4 権限

(1) 代表権

代表取締役は、会社の執行機関として、会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する(会社法349条4項)。この会社の代表権に制限を設けることはできず、これを制限しても善意の第三者に対抗することはできない(会社法349条5項)。

なお、会社と取締役との間の訴訟については、監査役設置会社では監査役が会社を代表し、それ以外の会社では株主総会が会社を代表する者を定めることができる(会社法353条、364条、386条1項)。

ア 決議に基づかない代表取締役の行為の効力

① 株主総会決議を欠く場合

判例 (最判昭 46.7.16)

株式会社の代表取締役が新株を発行した場合には、右新株が、株主総会の特別決議を経ることなく、株主以外の者に対して特に有利な発行価額をもって発行されたものであっても、その瑕疵は、新株発行無効の原因とはならないものと解すべきである。

② 取締役会決議を欠く場合

判例 (最判昭 40.9.22)

代表取締役が、取締役会の決議を経ることを要する対外的な個々の取引行

為を、右決議を経ないでした場合でも、右取引行為は、内部的意思決定を欠くに止まるから、原則として有効であって、ただ、相手方が右決議を経ないことを知りまたは知り得べかりしときに限って、無効であると解するのが相当である。

判例 (最判平 21.4.17)

株式会社の代表取締役が取締役会の決議を経ないで重要な業務執行に該当する取引をした場合、取締役会の決議を経ないことを理由とする同取引の無効は、原則として会社のみが主張することができ、会社以外の者は、当該会社の取締役会が上記無効を主張する旨の決議をしているなどの特段の事情がない限り、これを主張することはできないと解するのが相当である。

イ 代表権の濫用

判例 (最判昭 38.9.5)

株式会社の代表取締役が、自己の利益のため表面上会社の代表者として法律行為をなした場合において、相手方が右代表取締役の真意を知りまたは知り得べきものであつたときは、民法 93 条但書の規定を類推し、右の法律行為はその効力を生じないものと解するのが相当である。

(2) 業務執行権限

代表取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する(会社法363条1項1号)。

5 表見代表取締役

株式会社は、代表取締役以外の取締役が社長、副社長その他株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該取締役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う(会社法354条)。

5 監査役



1 意義

監査役とは、取締役及び会計参与の職務執行を監査する機関をいう(会社法381条1項)。監査役と会社との関係は、委任に関する規定に従う(会社法330条、民法644条)。

取締役会設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)、会計監査人設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)は、監査役を設置しなければならない(会社法327条2項、3項)。これに対して、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない(会社法327条4項)。

2 選任

監査役は、株主総会の普通決議によって選任される(会社法329条1項)。この際の定足数は、定款によっても総株主の議決権の3分の1未満にすることはできない(341条)。

3 資格

- ① 法定欠格事由(会社法335条1項、331条1項)
- ② 定款による制限(会社法335条1項、331条2項)
- ③ 兼任禁止規定(会社法335条2項)

4 員数

監査役設置会社では1人以上、監査役会設置会社では3人以上で、かつ、その半数以上が社外監査役でなければならない(会社法335条3項)。

5 任期

原則として、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである(会社法336条1項)。再任可能。非公開会社は、定款で、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができる(会社法336条2項)。

6 終任

(1) 解任

原則として、株主総会の特別決議により、いつでも、解任することができる(会社法339条1項、309条2項7号)。正当な理由なく解任された場合、当該監査役は、会社に対して、損害賠償を請求することができる(会社法339条2項)。

(2) 監査役解任の訴え

役員職務の執行に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、株主総会において解任議案が否決さ

今年こそ会社法！

れた場合等には、少数株主権として、株主は当該役員の解任を請求することができる(会社法854条1項)。

7 権限

監査役による業務監査権限は、取締役会による業務監査とは異なり、適法性監査のみであり、妥当性監査には及ばないと解されている。

非公開会社(監査役会設置会社及び会計監査人設置会社除く)は、その監査役の監査の範囲を、会計に限定する旨を定款で定めることができる(会社法389条1項)。

監査役の職務権限としては、事業報告請求・業務財産状況調査権(会社法381条2項)、子会社調査権(会社法381条3項)、取締役・取締役会への報告義務(会社法382条)、取締役会出席義務(会社法383条1項)、株主総会への報告義務(会社法384条)、違法行為差止請求権(会社法385条1項)、取締役・会社間の訴訟における会社代表(会社法386条1項)などがある。

8 報酬

監査役の報酬は、監査役の独立性を担保するために、定款または株主総会で定める(会社法387条1項2項)。

6 監査役会



1 意義

監査役会とは、監査役によって構成される監査報告等を行う機関をいう(会社法390条1項、2項)。公開会社で、かつ、大会社の場合(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く)には、監査役会を置かなければならない(会社法328条1項)。それ以外の会社での設置は自由である。

2 員数

監査役会設置会社における監査役は、3人以上であり、かつ、そのうち半数以上は社外監査役でなければならない(会社法335条3項)。

3 権限

①監査報告の作成、②常勤の監査役の選定及び解職、③監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

4 招集

(1) 招集権者

監査役会は、各監査役が招集する(会社法391条)。

(2) 招集通知

監査役会を招集するには、監査役は、監査役会の日の1週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、各監査役に対してその通知を発しなければならない(会社法392条1項)が、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる(会社法392条2項)。

(3) 決議

監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う(会社法393条1項)。ただし、各監査役は監査役会決議にかかわらず、取締役に対し、一定の行為を行うことができる(取締役会招集による事業報告の要求や取締役の違法行為の差止等)。

(4) 議事録作成・備置き

監査役会の議事については、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した監査役は、これに署名し、または記名押印しなければならない(会社法393条2項)。

監査役会設置会社は、10年間、議事録をその本店に備え置かなければならない(会社法394条1項)。監査役会設置会社の株主及び債権者は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、監査役会議事録の閲覧謄写請求をすることができる(会社法394条2項3項)。

7 取締役と会社の関係



1 一般的義務

取締役と会社との関係は、委任に関する規定に従う(会社法330条)。したがって、取締役は、会社に対して善管注意義務を負う(民法644条)、また、取締役と執行役は、会社に対して忠実義務を負う(会社法355条、419条2項)。

2 競業避止義務

(1) 意義

取締役が、自己または第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、取締役会設置会社においては取締役会の承認、取締役会非設置会社においては株主総会の普通決議による承認を受けなければならない(会社法356条1項1号、365条1項)。

(2) 趣旨

取締役が自己または第三者の利益のために会社の事業の部類に属する取引を自由にできることを認めると、取引の機会を奪うこととなり、会社に損害を与えるおそれが多いため、規制の対象とした。

(3) 承認機関

—図表— 承認機関

取締役会設置会社	取締役会非設置会社
取締役会の承認 競業取引をした取締役は、取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない(365条2項)。	株主総会の承認(普通決議)

(4) 効果

承認機関の承認を受けずに競業取引をした場合でも、原則として、私法上の効果は有効である。

(5) 取締役の責任

ア 承認を受けずに競業取引をした場合

承認を受けずに競業取引をした場合、会社法の規定に違反したことが任務懈怠となる。したがって、これによって会社に損害が発生した場合、当該取締役は、損害賠償責任を負う(423条1項)。このとき、取締役・第三者が当該取引において得た利益の額が、会社の損害額と推定される(423条2項)。

イ 承認を受けて競業取引をした場合

承認を受けて競業取引をした場合には、その結果、会社に損害が生じても、当該取締役は、当然には損害賠償責任を負わないが、善管注意義務違反等の任務懈怠がある場合には、これに基づく責任を負う。

3 利益相反取引規制

(1) 意義

取締役が、自己または第三者のために会社と取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、取締役会設置会社においては取締役会の承認、取締役会非設置会社においては株主総会の普通決議による承認を受けなければならない(会社法356条1項2号3号、365条1項)。

(2) 趣旨

取締役が自己または第三者のために会社と取引をする場合、会社の利益を害するおそれがあることから、規制の対象とした。

(3) 類型

① 直接取引

直接取引とは、会社と取締役との間の取引のことをいう(会社法356条1項2号)。

② 間接取引

間接取引とは、会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の第三者と取引をすることをいう(会社法356条1項3号)。

(4) 承認機関

—図表— 承認機関

取締役会設置会社	取締役会非設置会社
取締役会の承認 利益相反取引をした取締役は、取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない(365条2項)。	株主総会の承認(普通決議)

(5) 効果

承認機関の承認を受けずに利益相反取引をした場合、判例は、会社は当該取締役に対しては取引の無効を主張しうるが、第三者に対しては悪意の立証をしてはじめて無効主張ができるとしている(相対的無効説 最大判昭43.12.25)。

(6) 取締役の責任

利益相反取引によって会社に損害が生じた場合、承認機関の承認の有無にかかわらず、当該行為を行った取締役、取引決定をした取締役、取締役会決議に賛成した取締役は、任務懈怠責任に基づく損害賠償責任を負う(過失責任 423条1項)。この場合、責任を負う取締役は任務を怠ったものと推定さ

今年こそ会社法！

れる(会社法423条3項)。

もっとも、自己のために会社と直接取引した取締役は、任務を怠ったことが自己の責めに帰することができない事由によるものであったときでも、損害賠償責任を免れない(無過失責任 会社法428条1項)。そのため、総株主の同意がない限り、責任の免除はできない(会社法428条2項)。

4 報酬規制

(1) 意義

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益に関する事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める(会社法361条1項)。

(2) 趣旨

役員等の報酬決定は、通常、業務執行行為となるため、取締役・取締役会の決定事項となりそうであるが、お手盛りの危険があるため、定款または株主総会決議によって定めることとした。

なお、監査等委員会設置会社においては、監査等委員の地位の独立性を図るため、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない(会社法361条2項)。また、監査等委員である各取締役の報酬等について定款の定めまたは株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、監査等委員である取締役の協議によって定められる(会社法361条3項)。

(3) 判例

判例 (最判昭 39.12.11)

株式会社の役員に対する退職慰労金は、その在職中における職務執行の対価として支給されるものである限り、商法 280 条、同 269 条 (会社法 361 条) にいう報酬に含まれるものと解すべく、これにつき定款にその額の定めがない限り株主総会の決議をもつてこれを定むべきものであり、無条件に取締役会の決定に一任することは許されない。もっとも、退職慰労金支給決議は、その金額、支給期日、支給方法を無条件に取締役会の決定に一任した趣旨でなく、一定の基準に従うべき趣旨である以上、株主総会においてその金額等に関する一定の枠が決定されたものというべきであるから、これをもつて同条の趣旨に反し無効の決議であるということとはできない。

判例 (最判昭 60.3.26)

使用人兼務取締役が取締役として受ける報酬額の決定についても、使用人として受ける給与の体系が明確に確立されている場合においては、使用人兼務取締役について、別に使用人として給与を受けることを予定しつつ、取締役として受ける報酬額のみを株主総会で決議することとしても、本件株主総会決議が商法 269 条 (会社法 361 条) の脱法行為にあたるとはいえない。

8 役員等の損害賠償責任



1 役員

役員とは、取締役、会計参与及び監査役をいう(会社法329条1項)。この役員に、執行役と会計監査人を含めた者を「役員等」と規定している。

2 会社に対する責任

(1) 任務懈怠責任

役員等は、会社に対して善管注意義務を負い(会社法330条、民法644条)、また、取締役と執行役は、会社に対して忠実義務を負う(会社法355条、419条2項)。したがって、取締役、会計参与、監査役、執行役または会計監査人は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う(会社法423条1項)。他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする(会社法430条)。

(2) 個別的責任

① 株主権の行使に関する利益供与の責任

株主の権利行使に関する利益供与の禁止に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をすることに関与した取締役等は、当該株式会社に対して、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う(会社法120条4項本文)。

ただし、その者(当該利益の供与をした取締役を除く)がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない(会社法120条4項ただし書)。

② 剰余金の配当等に対する責任

分配可能額を超えて剰余金の配当がなされた場合、業務執行者は、当該株式会社に対して、分配された額を支払う義務を負う(会社法462条1項)。

ただし、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の義務を負わない(会社法462条2項)。

③ 競業取引に関する責任

取締役会の承認を受けない競業取引については、その取引について、取締役または第三者が得た利益の額が、損害額と推定される(会社法423条2項)。

④ 利益相反取引に関する責任

会社と取締役または執行役との間の取引によって株式会社に損害が生じたときは、①株式会社が当該取引をすることを決定した取締役または執行役、②当該取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役は、そ

今年こそ会社法！

の任務を怠ったものと推定される(会社法423条3項)。

ただし、自己のために利益相反取引の直接取引をした取締役または執行役の責任は、任務を怠ったことが当該取締役または執行役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない(無過失責任 会社法428条1項)。

(3) 責任の免除・軽減

ア 責任の免除

原則として、取締役または執行役の会社に対する責任は、総株主の同意がなければ、免除することができない(会社法424条、120条5項、462条3項)。

イ 責任の軽減

- ① 株主総会の特別決議による軽減(会社法425条1項)
- ② 取締役等による免除に関する定款の定め(会社法426条1項)
- ③ 責任限定契約(会社法427条)

3 第三者に対する責任

役員等がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う(会社法429条1項)。



判例 (最大判昭 44.11.26)

法は、株式会社が経済社会において重要な地位を占めていること、しかも株式会社活動はその機関である取締役の職務執行に依存するものであることを考慮して、第三者保護の立場から、取締役において悪意または重大な過失により右義務に違反し、これによって第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果関係があるかぎり、会社がこれによって損害を被った結果、ひいて第三者に損害を生じた場合であると、直接第三者が損害を被った場合であるとを問うことなく、当該取締役が直接に第三者に対し損害賠償の責に任すべきことを規定したのである。

したがって、取締役がその職務を行なうにつき故意または過失により直接第三者に損害を加えた場合に、一般不法行為の規定によって、その損害を賠償する義務を負うことを妨げるものではないが、取締役の任務懈怠により損害を受けた第三者としては、その任務懈怠につき取締役の悪意または重大な過失を主張し立証しさえすれば、自己に対する加害につき故意または過失のあることを主張し立証するまでもなく、商法 266 条ノ3の規定(会社法 429 条 1 項)により、取締役に対し損害の賠償を求めることができる。



判例 (最判昭 47.6.15)

株式会社において、取締役でないのに取締役として就任の登記をされた者が、商法 14 条(会社法 908 条 2 項)の規定の類推適用により取締役でないことをもって、善意の第三者に対抗することができないときは、当該登記簿上の取締役

は、その第三者に対し、商法 266 条の3の規定（会社法 429 条1項）にいう取締役としての責任を免れることができない。

判例（最判昭 62.4.16）

取締役を辞任した者が、登記申請権者である当該株式会社の代表者に対し、辞任登記を申請しないで不実の登記を残存させることにつき明示的に承諾を与えていたなどの特段の事情が存在する場合には、右の取締役を辞任した者は、商法 14 条の類推適用により、善意の第三者に対して当該株式会社の取締役でないことをもって対抗することができない結果、商法 266 条ノ3第1前段（会社法 429 条1項）にいう取締役としての責任を免れることはできない。

9 監査等委員会設置会社



1 意義

監査等委員会設置会社とは、取締役3名以上で構成する監査等委員会が、取締役の業務執行を監査監督する株式会社をいう。監査等委員会設置会社は、経営の効率性・機動性を図りつつも、業務執行と監督を分離することで、取締役会の監督機能の強化を図るために、平成26年改正により、導入された。

監査等委員会設置会社は、取締役会及び会計監査人の設置が義務付けられ（会社法327条1項3号、5項）、監査役（監査役会を含む）は設置することができない（会社法327条4項）。

2 監査等委員

(1) 選任

監査等委員は3名以上の取締役からなり、その過半数は社外取締役でなくてはならず（会社法331条6項）、監査等委員となる取締役は、それ以外の取締役と区別して選任される（会社法329条2項）。

監査等委員は、当該会社若しくはその子会社の業務執行取締役、支配人その他の使用人、当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役を兼ねることができない（会社法331条3項）。

(2) 任期

監査等委員となる取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで、その他の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである（会社法332条3項4項）。

(3) 解任

監査等委員である取締役は、株主総会の特別決議により、いつでも解任することができる（会社法339条1項、309条2項7号）。

(4) 報酬

監査等委員である取締役の報酬等は、定款に定めがないときは、株主総会の決議によって定める（会社法361条1項）。この場合、監査等委員の地位の独立性を図るため、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない（会社法361条2項）。

また、監査等委員である各取締役の報酬等について定款の定めまたは株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、監査等委員である取締役の協議によって定められる（会社法361条3項）。

なお、監査等委員である取締役の選任・解任・報酬に関する規律は、監査役に関する規律とほぼ同様である。

—図表— 監査等委員である取締役とその他の取締役の比較

	監査等委員である取締役	その他の取締役
選任	株主総会の決議 ※ 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任	
任期	選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで	選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
解任	株主総会の特別決議	株主総会の普通決議

3 監査等委員会

(1) 構成

監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する(会社法399条の2)。

(2) 権限

- ① 取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与)の職務の執行の監査及び監査報告の作成(会社法399条の2第3項1号)
- ② 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定(会社法399条の2第3項2号)
- ③ 342の2第4項及び第361条第6項に規定する監査等委員会の意見の決定(会社法399条の2第3項3号)

4 取締役会

監査等委員会設置会社の取締役会は、①経営の基本方針の決定、監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項、内部統制システムの整備、その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定を行うとともに、②取締役の職務の執行の監督、③代表取締役の選定及び解職を行う(会社法399条の13第1項)。

監査等委員会設置会社の取締役会は、原則として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することはできないが、取締役の過半数が社外取締役である場合には、一定の事項を除く、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる(399条の13第5項)。

10 指名委員会等設置会社



1 意義

指名委員会等設置会社とは、業務執行と監督を分離することによって、経営の合理化及び迅速化を強化した株式会社をいう。

指名委員会等設置会社は、業務を執行する執行役と、基本事項の決定及び委員会及び執行役の選任等の監督を行う取締役会、社外取締役が過半数を占める三委員会、会計監査人によって構成される。

2 取締役

指名委員会等設置会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである(会社法332条6項)。

法律に別段の定めがある場合を除いて、取締役は業務を執行することができない(会社法415条)。また、指名委員会等設置会社の取締役は、会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない(会社法331条4項)。

3 取締役会

指名委員会等設置会社の取締役会は、各委員会の委員の選定・解職、執行役の選任・解任、代表執行役の選定・解職、会社の経営の基本方針や内部統制システムにかかる事項その他の重要事項の決定、執行役等の職務の執行の監督等を行う(会社法416条1項)。

4 三委員会

指名委員会等設置会社は、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三委員会を置かなければならない(会社法2条12号)。各委員会は、取締役会の決議によって選定される3名以上の取締役によって組織され、その過半数は、社外取締役でなければならない(会社法400条1項～3項)。

—図表— 三委員会

指名委員会	監査委員会	報酬委員会
株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の決定を行う。	①執行役等の職務の執行の監査及び監査報告の作成、②株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う。	執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する。

5 執行役

(1) 選任

執行役の資格は、取締役と同じである(会社法402条4項5項)。執行役は、

取締役会決議によって選任される(会社法402条1項2項)。執行役は、取締役を兼ねることができる(会社法402条6項)。しかし、監査委員である取締役は執行役を兼任することはできない(会社法400条4項)。

(2) 任期

任期は1年である(会社法402条7項本文)が、定款によって、その任期を短縮することができる(会社法402条7項ただし書)。

(3) 終任

執行役は、取締役会決議により、いつでも解任できる(会社法403条1項)。解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる(会社法403条2項)。

(4) 権限

① 取締役会の決議によって委任を受けた指名委員会等設置会社の業務の執行の決定(会社法418条1号)

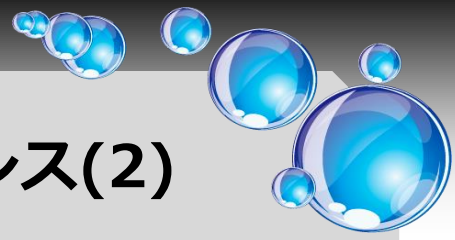
② 指名委員会等設置会社の業務の執行(会社法418条2号)

6 代表執行役

取締役会は、執行役の中から代表執行役を選定しなければならない。この場合において、執行役が1人のときは、その者が代表執行役に選定されたものとする(会社法420条1項)。代表執行役は、代表権を有する(会社法420条3項、349条4項)。

—図表— 監査役会・監査等委員会・指名委員会設置会社の比較

	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社
業務執行	業務執行取締役	業務執行取締役	執行役
監査	監査役会	監査等委員会	監査委員会
組織	監査役会 3名以上の監査役から組織し、半数以上は、社外監査役	監査等委員 3名以上の取締役から組織し、過半数は、社外取締役	監査委員会 3名以上の取締役から組織し、過半数は、社外取締役



1 株主総会



1 意義

株主総会とは、株主によって構成され、株主の議決によって会社の基本的事項について意思決定をする、株式会社の必要的機関をいう(会社法295条1項)。

2 権限

—図表— 株主総会の権限

取締役会設置会社	取締役会非設置会社
法律に規定する事項(①機関の選任・解任に関する事項、②会社の基礎的変更に関する事項、③株主の重要な利益に関する事項、④役員の特権防止に関する事項)及び定款に定めた事項に限って決議することができる(295条2項)。	株式会社に関する一切の事項を決議することができる(295条1項)。

3 議決権

議決権とは、株主総会の議案の決議を行う際に、その表決をなす権利のことをいう。

(1) 1株1議決権の原則

個々の株主の議決権は、原則として、1株1議決権である(会社法308条1項本文)。例外として、以下の場合がある。

- ① 議決権制限株式
- ② 取締役・監査役の選解任株式
- ③ 一定の場合につき特別利害関係を有する株主が有する株式
- ④ 基準日以後に発行された株式
- ⑤ 単元未満株式
- ⑥ 自己株式
- ⑦ 相互保有株式

なお、①～④は議決権行使が限定される場面であり、⑤～⑦は議決権自体が否定される場面である。

(2) 議決権の行使方法の制限

- ① 代理行使

株主は、代理人によって議決権を行使することができる(会社法310条1項前段)。株主または代理人は委任状を提出し(同条後段)、当該代理権の授与は、株主総会ごとに行わなければならない(会社法310条2項)。

会社は、代理人の数を制限することができる(会社法310条5項)。

判例 (最判昭 43.11.1)

代理人は株主にかぎる旨の定款の規定は、株主総会が、株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨にでたものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限といえることができるから、有効である。

② 書面投票制度

書面投票制度とは、株主総会に出席しない株主に、書面による議決権行使を認める制度のことをいう(会社法311条1項2項)。

株主が1000人以上である会社は、原則として、書面投票制度を採用する旨の定めをする必要がある(会社法298条2項本文)。

会社は、総会の日から3か月間、当該書面を本店に備え置き、株主の閲覧謄写請求に供しなければならない(会社法311条4項)。

③ 電子投票制度

電子投票制度とは、株主総会に出席しない株主が、電磁的方法によって、議決権を行使する制度のことをいう(会社法298条1項4号)。

④ 議決権の不統一行使

株主は、2個以上の議決権を有する場合、その一部を賛成し、残りを反対するという議決権の不統一行使をすることができる(会社法313条1項)。

株主が他人のために株式を有することを理由とする場合以外は、会社は不統一行使を拒絶することができる(会社法313条3項)。

不統一行使をする場合、取締役会設置会社では、株主は、株主総会の3日前までに取締役会設置会社に対して、不統一行使をする旨と理由を通知しなければならない(会社法313条2項)。

(3) 株主提案権

ア 議題提案権

議題提案権とは、一定の事項を会社が招集する株主総会の会議の目的(議題)とすることを請求する権利をいう(会社法303条1項)。

総株主の議決権の100分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権又は300個(これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その個数)以上の議決権を6か月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる(会社法303条2項)。なお、非公開会社の場合には、6か月の要件はない(会社法303条3項)。

イ 議案提出権

議案提出権とは、株主総会において株主が、株主総会の目的である事項につき議案を提出できる権利をいう(会社法304条)。

4 決議方法等

—図表— 決議方法等

	普通決議	特別決議	特殊決議	
			3項特殊決議	4項特殊決議
定足数	議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主の出席(定款によって加減、排除可能。しかし、役員を選解任決議は、定款でも定足数を3分の1未満に引き下げられない。)	議決権の過半数を有する株主が出席(定款によって3分の1まで軽減可能)	/	
多数決要件	過半数(定款によってこの基準を引き上げることが可能)	出席した株主の議決権の3分の2以上の多数(定款によってこの基準を引き上げることが可能)	議決権を有する株主の半数以上で、かつ当該株主の3分の2以上の多数(定款による要件の加重は可能だが、軽減は不可)	総株主の半数以上で、かつ、当該株主の4分の3に当たる多数(定款による要件の加重は可能だが、軽減は不可)
具体例		309条2項各号参照	全株式を譲渡制限株式にする定款変更、一定の合併、株式交換、株式移転の場合	非公開会社において、①剰余金の配当、②財産の分配、③議決権につき株主間で異なる取り扱いをする旨を定款で定める場合

5 多数決原理の修正

(1) 反対株主の買取請求権

反対株主の買取請求権とは、合併や事業の譲渡など、株主の利害に重大な影響を及ぼしうる決定がなされた場合に、それに反対する株主が会社に対して自らの株式の買取りを請求することができる権利をいう。なお、株式買取請求権は、以下の場合に認められる。

—図表— 株式買取請求権

株主の利益に重大な影響を及ぼす場合	単元未満株主の株式買取請求権
① 事業譲渡 ② 合併・会社分割・株式交換・株式移転 ③ 一定の端数を生じる株式併合をする場合 ④ 株式の譲渡制限をする場合 ⑤ 株式に全部取得条項を付す場合 ⑥ ある種類の株式を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがある一定の行為を行う場合であって、種類株主総会の決議が定款で排除されている場合	単元未満株主は、いつでも、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取することを請求することができる（192条）。

(2) 累積投票制度

累積投票制度とは、株主に対し、その有する株式1株につき、選任する取締役の数と同数の議決権を与えて1人に投票することも、2人に投票することも可とする制度をいう(会社法342条)。

6 決議の瑕疵

—図表— 決議の瑕疵

	株主総会決議の取消しの訴え	決議不存在確認の訴え	決議無効確認の訴え
原因	① 招集手続または決議方法の法令・定款違反または著しく不公正なとき ② 決議内容の定款違反する場合 ③ 特別利害関係人が議決権を行使した結果著しく不当な決議がされたとき	① 総会決議が事実上存在しない場合 ② 手続的瑕疵が著しく重大で、法律上は総会決議が存在すると認められないような場合等	決議の内容が法令に違反する場合
提訴権者	株主等、決議の取消しにより株主、取締役等となる者	誰でも	
提訴期間	決議の日から3か月以内	いつでも	
対世効	あり		
遡及効	あり	なし	



2 株主の権利

1 意義

株主は、その権利として、①剰余金の配当を受ける権利、②残余財産の分配を受ける権利、③株主総会における議決権を有する(会社法105条1項)。①剰余金の配当を受ける権利、②残余財産の分配を受ける権利については、両方を全く与えないものとすることはできない(会社法105条2項)。

2 種類

(1) 自益権と共益権

ア 自益権

自益権とは、会社から直接経済的な利益を受けることを目的とする権利をいう。自益権には、剰余金配当請求権、残余財産分配請求、株式買取請求権などがある。

イ 共益権

共益権とは、会社の経営に参加することを目的とする権利をいう。共益権には、株主総会における議決権、株主総会決議取消訴権、取締役の違法行為差止請求権などがある。

(2) 単独株主権と少数株主権

単独株主権とは、1株の株主でも行使できる権利をいう。自益権は、すべて単独株主権である。

少数株主権とは、一定株式数または総株主の議決権の一定割合以上・一定数以上を保有する株主のみが行使できる権利をいう。共益権においては、株主総会における議決権は単独株主権であるが、監督是正権のなかには、単独株主権と少数株主権とがある。

—図表—

自益権と共益権

	自益権	共益権
意義	会社から直接経済的な利益を受けることを目的とする権利をいう。	会社の経営に参加することを目的とする権利をいう。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ① 剰余金配当請求権（105条1項1号） ② 残余財産分配請求権（105条1項2号） ③ 株式買取請求権（116条等） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 議決権（308条） ② 議案・議題提出権（303条、304条、305条） ③ 差止請求権 <ul style="list-style-type: none"> ア 募集株式等の発行等の差止請求権（210条、247条） イ 違法行為差止請求権（360条1項、422条1項） ④ 閲覧・謄写請求権 <ul style="list-style-type: none"> ア 定款（31条2項） イ 株主総会等の議事録（318条4項、319条3項） ウ 取締役会等の議事録（371条2項、394条2項、413条3項） エ 株主名簿等（125条2項、252条2項） オ 計算書類（442条3項） カ 会計帳簿（433条1項） ⑤ 代表訴訟提起権（847条・847条の2） ⑥ 株主総会の決議取消しの訴え（831条） ⑦ 役員解任の訴え（854条）

3 株主による監督是正権



1 株主代表訴訟

(1) 意義

株主代表訴訟とは、会社が役員等に対する責任追及を怠る場合に、各株主が会社に代わって役員等の責任を追及する訴えを提起することができる制度をいう。本来、役員等の会社に対する責任は、会社が当該役員等に対して追及すべきであるが、仲間意識のせいで、責任追及が行われない場合があるため、この制度が設けられた。



例 (最判平 21.3.10)

株主代表訴訟の制度は、取締役が会社に対して責任を負う場合、役員相互間の特殊な関係から会社による取締役の責任追及が行われないおそれがあるので、会社や株主の利益を保護するため、会社が取締役の責任追及の訴えを提起しないときは、株主が同訴えを提起することができることとしたものと解される。そして、会社が取締役の責任追及を怠るおそれがあるのは、取締役の地位に基づく責任が追及される場合に限られないこと、同法 266 条 1 項 3 号は、取締役が会社を代表して他の取締役に金銭を貸し付け、その弁済がされないときは、会社を代表した取締役が会社に対し連帯して責任を負う旨定めているところ、株主代表訴訟の対象が取締役の地位に基づく責任に限られるとすると、会社を代表した取締役の責任は株主代表訴訟の対象となるが、同取締役の責任よりも重いというべき貸付けを受けた取締役の取引上の債務についての責任は株主代表訴訟の対象とならないことになり、均衡を欠くこと、取締役は、このような会社との取引によって負担することになった債務(以下「取締役の会社に対する取引債務」という。)についても、会社に対して忠実に履行すべき義務を負うと解されることなどにかんがみると、同法 267 条 1 項にいう「取締役ノ責任」には、取締役の地位に基づく責任のほか、取締役の会社に対する取引債務についての責任も含まれると解するのが相当である。

(2) 手続

原則として、6か月前から引き続き株式を有する株主は、株式会社に対し、書面等により、役員等に対する訴えを提起することを請求することができる(会社法847条1項本文)。なお、非公開会社では、6か月の要件はない(会社法847条2項)。

そして、当該請求の日から60日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、会社のために、責任追及の訴えを提起することができる(会社法847条3項)。

2 多重代表訴訟

従来の会社法では、親子会社関係にある場合、親会社が子会社の株主となるため、子会社の役員等の責任追及は親会社が行うことができるだけであった。そのため、平成26年改正により、一定の場合には、親会社の株主に子会社の役

員等の責任を追及する訴えの提起が認められた(会社法847条の3)。

3 差止請求権

(1) 取締役の違法行為差止請求権

取締役の違法行為差止請求権とは、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるとき、6か月前から引き続き株式を有する株主が、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる権利をいう(会社法360条1項)。

なお、監査役設置会社、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社においては、「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする(会社法360条3項)。

(2) 募集株式の発行等差止請求権

募集株式の発行等差止請求権とは、株主が不利益を受けるおそれがあるとき、株式会社に対し、募集に係る株式の発行または自己株式の処分をやめることを請求することができる権利をいう(会社法210条)。

この請求権は、取締役の違法行為差止請求権(会社法360条)とは異なり、株主に直接の不利益が生ずるおそれがある限り、行使することができる。

4 各種議事録の閲覧・謄写請求権

(1) 株主総会議事録

株主総会の議事については、議事録を作成し、株主総会の日から10年間、本店に、その写しを5年間、支店に備え置かなければならない(会社法318条1項～3項)。株主や会社債権者は、会社の営業時間内は、いつでも、当該議事録の閲覧及び謄写請求をすることができる(会社法318条4項)。

株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該議事録の閲覧及び謄写請求をすることができる(会社法318条5項)。

(2) 取締役会議事録

取締役会の議事については、議事録を作成し(会社法369条3項)、取締役会の日から10年間本店に備え置かなければならない(会社法371条1項)。株主は、権利行使のために必要がある場合には、会社の営業時間内はいつでも、閲覧謄写請求をすることができる(会社法371条2項)。

これに対し、監査役設置会社及び監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社の場合(会社法371条3項)及び会社債権者、親会社社員(会社法371条4項5項)が閲覧謄写請求をするためには、裁判所の許可が必要となる。



辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040（代表）